

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
--------	-------------------

佐本備二発第295号
令和6年10月11日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和17年3月31日まで
災害対策係	

佐賀県警察本部長

佐賀県警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）

大規模災害の発生時に被災地等において活動する佐賀県警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊（支援対策部隊を除く。）の各隊の編成、運用等については、「佐賀県警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）」（平成29年3月31日付け佐本備二発第94号。以下「旧通達」という。）により定めているところであるが、この度、一部を改正することとしたので、事務処理上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

2 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

3 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

4 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

5 派遣元警察

被災地警察に警察災害派遣隊を派遣する都道府県警察をいう。

第2 即応部隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊から構成されること、各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

即応部隊の各隊の隊員の指定等は次のとおり行うものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。また、各隊員について、持病の有無等の被災地等における活動に際する健康へのリスクに十分配慮するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

原則として、機動隊又は管区機動隊の隊員の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員を指定する。

イ 交通部隊

原則として、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員の中から、別表第2に定める基準に従い、広域緊急援助隊（交通部隊）の隊員を指定する。

ウ 刑事部隊

死体取扱業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から、別表第3に定める基準に従い、広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊員を指定する。

(2) 広域警察航空隊

航空隊員の中から、広域警察航空隊の隊員を指定する。

(3) 機動警察通信隊

機動警察通信隊運営要則（平成6年警察庁訓令第16号）で定める機動警察通信隊を指定する。

(4) 緊急災害警備隊

管区機動隊員のうち、別表第4に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外の隊員を緊急災害警備隊の隊員として指定する。

2 編成

即応部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う主管課は別表第5のとおりとする。

(1) 広域緊急援助隊

上記 1 (1)により指定した者をもって、別表第 1 から第 3 までに定める基準に従い、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成する。

(2) 広域警察航空隊

ア 上記 1 (2)で指定した者の中から所要の要員をもって編成する。

イ 広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、警察用航空機一機につき操縦士 2 人及び整備士 2 人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 機動警察通信隊

機動警察通信隊の編成については、機動警察通信隊運営要則の定めるところによる。

(4) 緊急災害警備隊

上記 1 (4)により指定した管区機動隊の隊員の中から、別表第 4 に定める基準に従い、緊急災害警備隊を編成する。

3 活動

(1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置く。

なお、派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

ア 警備部隊

(ア) 先行情報班

部隊幹部を含めた先行情報班を編成する際は、救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、合同調整所等において関係機関と調整を行う。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整、その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

イ 交通部隊

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（以下「緊急交通路等」という。）の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路等の応急対策、交通規制とその担保措置及び緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整、その他の当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 刑事部隊

(ア) 死体取扱班

被災地における検視、死体調査等に当たる。

(イ) 遺族対応班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の被災者支援部隊等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。また、広域警察航空隊の拠点における特派機の受入れ調整、警察用航空機の運航統制・調整及び各機の活動状況の集約等の業務支援に当たる。

(3) 機動警察通信隊

現場映像の伝送、臨時の無線中継所等の構築、各種通信機器の臨時設置及び応急措置等、被災地等における活動に必要な通信の確保に当たる。

(4) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間（移動日は除く）は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(3) 機動警察通信隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(4) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

5 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は現地指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

6 運用

(1) 広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊

広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の運用については、次のとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に係る手続その他の運用に関する事項については、本通達のほか、「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について」の改正について（通達）」（平成31年3月25日付け警察庁丙地発第17号）等によるものとする。

ア 佐賀県警察が被災地警察となったときの措置

(ア) 非常災害警備本部、災害警備本部又は災害警備連絡室（以下、「災害警備本部等」という。）の設置

佐賀県警察災害警備計画に基づき、災害警備本部等を設置する。

(イ) 迅速かつ積極的な援助の要求

災害警備本部等は、直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び九州管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

(ウ) 派遣された部隊の運用

災害警備本部等は、被災地等の被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等

に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

イ 佐賀県警察が派遣元警察となったときの措置

(ア) 災害警備本部等の設置

他の都道府県に即応部隊を派遣する場合は、災害警備本部等を設置する。

(イ) 迅速かつ積極的な援助

災害警備本部等は、直ちに九州管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、死体取扱関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して九州管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地が佐賀県に隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

(2) 機動警察通信隊

機動警察通信隊の運用については、機動警察通信隊運営要則の定めるところによる。

7 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。また、より効果的な広報対応等を実施するため、必要に応じ即応部隊への広報県民課員の帯同についても配慮するものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する部門と厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中にお

ける声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形、気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

8 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくこと。また、広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の展開経路・移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えること。

(2) 隣接・近接都道府県警察等の協議

通信が途絶した場合等最悪の事態及び地理的条件等を考慮し、佐賀県に隣接又は近接する情報通信部及び県警察との間において、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう連携強化に向けた協議を実施しておくこと。

(3) 関係機関、地方自治体等との連携

大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、佐賀地方気象台等の地方支分部局、佐賀県、各市町等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進すること。

(4) 教養訓練の徹底

即応部隊の隊員に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施

し、隊員の士気及び練度の向上に努めること。また、関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊密な連携を図ること。

(5) 装備資機材の管理等

即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理・準備しておくこと。

第3 一般部隊の編成、運用等

一般部隊は、特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊から構成されるところ、一般部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

一般部隊の各隊の隊員の指定は次のとおり行うものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。また、各隊員について、持病の有無等の被災地における活動に際する健康へのリスクに十分配慮するものとする。

(1) 特別警備部隊

部隊の派遣に際し、機動隊等（県機動隊、管区機動隊及び第二機動隊）の中から特別警備部隊の隊員を指定する（別表第6参照）。

(2) 特別犯罪抑止部隊

生活安全部門、刑事部門その他の部門に属する警察官であって、防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有する者の中から、特別犯罪抑止部隊の隊員を指定する（別表第6参照）。

(3) 被災者支援部隊

生活安全部門及び警務部門を中心とした警察職員の中から、被災者支援部隊の隊員を指定する（別表第6参照）。

ただし、行方不明者等相談情報の収集及び整理については、生活安全部門の警察官の中から被災者支援部隊の隊員を指定するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

部隊の派遣に際し、警察本部及び警察署の地域部門を中心とした警察官の中から、特別自動車警ら部隊の隊員を指定する（別表第6参照）。

(5) 特別機動捜査部隊

警察本部及び警察署の刑事部門に勤務する警察官の中から、特別機動捜査部隊の隊員を指定する（別表第6参照）。

(6) 身元確認支援部隊

本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、部隊の派遣に際し、鑑識専務員を含めた警察本部及び警察署の刑事部門を中心とした警察職員の中から、身元確認支援部隊の隊員を指定する（別表第6参照）。

(7) 特別交通部隊

警察本部及び警察署の交通部門に勤務する警察官の中から、特別交通部隊の隊員を指定する（別表第6参照）。

2 編成

一般部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整、派遣、運用等を行う主管課は別表第7のとおりとする。

(1) 特別警備部隊

別表第6に定める基準に従い、上記1(1)で指定した者をもって特別警備部隊を編成する。また、部隊に必要な班の設置については、警察庁の指示に基づくものとする。

(2) 特別犯罪抑止部隊

別表第6に定める基準に従い、上記1(2)で指定した者をもって、特別犯罪抑止部隊を編成する。

特別犯罪抑止部隊の基準構成は、防犯カメラの設置等のために使用する車両1台につき隊員2人として編成する。

(3) 被災者支援部隊

別表第6に定める基準に従い、上記1(3)で指定した者をもって、被災者支援部隊を編成する。

また、相談対応及び防犯指導に従事する職員の基本構成は、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき隊員2人以上として編成するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

別表第6に定める基準に従い、上記1(4)で指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成する。また、特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとし、指揮官及び隊員を指定する。

(5) 特別機動捜査部隊

別表第6に定める基準に従い、上記1(5)により指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては所要の車両及び装

備資機材を帯同させる。また、特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長又は警察署長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする（被災地等の状況を踏まえて、勤務形態を変更することを妨げるものではない。）。また、部隊の入替えに際しては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

(6) 身元確認支援部隊

別表第6に定める基準に従い、上記1(6)により指定した者をもって身元確認支援部隊（1隊6人）を編成する。

身元確認支援部隊の編成（派遣元警察の範囲、隊数、派遣先、派遣期間等）については、身元不明の遺体数、行方不明者数、被災県警察の要望等を踏まえ、警察庁の指示に基づくものとする。

なお、部隊の隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の部隊数に準じるものとする。

(7) 特別交通部隊

別表第6に定める基準に従い、上記1(7)により指定した者をもって特別交通部隊を編成する。

特別交通部隊は、佐賀県警察の保有する車両を使用するものとし、警察庁が別に定める車両編成基準によるものとする。

特別交通部隊の帯同する車両については、九州管区警察局を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた選定をするものとする。

3 活動

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等に係る活動を行う。

(3) 被災者支援部隊

避難所等を訪問しての相談対応及び防犯指導（以下「相談対応等」という。）を行うほか、大規模災害発生時の状況により行方不明者等相談情報の収集・整理を行う。

(4) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら等の活動を行う。

(5) 特別機動捜査部隊

被災地等において、捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等各種捜査活動を行う。

(6) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(7) 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

4 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめぐとする。

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね8日間（2交替制勤務の場合、各班3当務）をめぐとする。

(3) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊

おおむね2週間をめぐとする。

5 運用

(1) 佐賀県警察が被災地警察となったときの措置

ア 災害警備本部等の設置

佐賀県警察災害警備計画に基づき、災害警備本部等を設置する。

イ 援助要求に向けての事前の連携

災害警備本部等は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して、事前に警察庁及び九州管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に身元確認支援部隊の活動については、佐賀県警察における身元確認作業の強化が必要と認められる場合において、行方不明者の死亡がうかがわれるときに、身元確認に資する情報・資料について、その家族等からの一斉集約を図ることを目的とするものであり、その実施時期について慎重な判断を要することから、災害警備本部等は、身元確認作業の

進捗状況を詳細に把握した上で部隊派遣に関して、警察庁、九州管区警察局に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

ウ 部隊の運用

災害警備本部等は、被災地等の被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用するものとする。

災害警備本部等は、部隊の派遣受け入れに際して、あらかじめその活動地域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、九州管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

(2) 佐賀県警察が派遣元警察となったときの措置

ア 災害警備本部等の設置

他の都道府県に一般部隊を派遣する場合は、災害警備本部等を設置する。

イ 迅速かつ積極的な援助

災害警備本部等は、直ちに九州管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して九州管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地が佐賀県に隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても、配意するものとする。

6 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故・受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、事故の防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の

健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する部門と厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 防犯カメラの効果的な設置

防犯カメラは、被災地における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮した上、設置の可否を判断すること。

設置場所の選定に当たっては、上記の諸事情を考慮の上、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を対象に選定すること。

イ 相談対応等の推進

(ア) 相談対応等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあつては、県、市町等と緊密な連携を図るものとする。

(イ) 相談対応等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談対応の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

ウ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

エ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。以下同じ。）及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

オ 適切な身元確認支援活動

(ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の警察本部刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

(ウ) 聴取内容の誤記載や、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することから、その保管・管理について万全を期すものとする。

7 平素の措置

(1) 関係機関、地方自治体等との連携

大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、佐賀地方気象台等の地方支分部局、佐賀県、各市町等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進すること。

(2) 教養訓練の徹底

一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めること。

(3) 装備資機材の管理

いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備・管理しておくこと。

第4 積極的な広報

各隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察、派遣元警察等と連携し当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、現場や派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。

また、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めるものとする。

第5 支援対策室及び支援対策部隊との連携

佐賀県警察は、警察庁緊急災害警備本部、警察庁非常災害警備本部又は警察庁特定災害警備本部が設置された場合には、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の受援業務、装備資機材、燃料その他物資の調達の調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

※ 別表については省略